



# 横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。  
資源集団回収通信は、今年度最初の号となりますので、あらためて登録団体のみなさまへ、  
資源集団回収の流れや、奨励金交付申請手続きについてお知らせします。

## ☆資源集団回収の流れ

資源集団回収は、登録団体（自治会町内会などの地域の団体）と、登録業者との契約に基づいて行われる、  
資源物の回収です（横浜市による委託回収ではありません）。

資源物の回収量に応じて、横浜市から奨励金を交付します。

奨励金の交付対象品目は、以下のとおりです。

- 紙類（新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙）
- 布類
- 金属類（飲食料用のアルミ缶・スチール缶）
- びん類



### ①回収の実施

登録団体と登録業者で取り決め  
（回収日、回収品目等）に基づい  
て回収を実施します。



### ②計量証明の発行

回収を終えた業者は、問屋で資  
源物の計量を行い、計量証明を  
発行してもらいます。



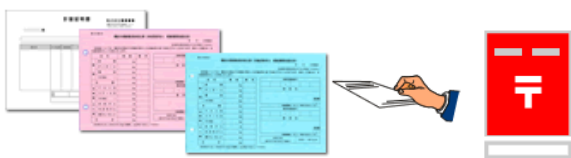
### ③申請書類の作成

計量証明に基づいて、伝票に転  
記します。（詳しくは裏面へ）



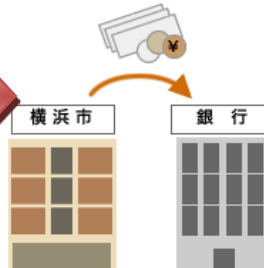
### ④申請

団体、業者とも申請書を作成し、回収伝票と一  
緒に資源集団回収ポスト宛てに郵送します。



### ⑤奨励金交付

横浜市は、登録団体と  
登録業者からの申請に  
基づき、奨励金を交付  
します。



へら星人ミーオ

（裏面あり）

※登録団体が直接、問屋に持ち込んでいる場合もあります。

# ☆登録団体の奨励金交付申請書類



提出書類	業者が資源物を回収している場合	団体が資源物を回収し、業者（問屋）に持ち込んでいる場合
奨励金交付申請書 （第4号様式）  控えはお手元で保管	○	○
回収伝票 （青色） （第3号様式）  控えはお手元で保管	○	○
計量証明 （問屋で発行されたもの）	× ※業者が提出します	○



どちらの場合も、提出先は

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 23階  
 横浜市資源循環局 資源集団回収ポスト 宛

## ※ご注意！！

- ・奨励金交付申請書には、記入された方のご住所・お名前ではなく、**本市にお届けいただいている代表者の方のご住所・お名前を記入**してください。
- ・郵送時の封筒には、**上記の提出書類以外は同封しないでください**。
- ・郵送でご提出いただく場合は、必ず封筒に郵便料金分の切手を貼り、差出人の方のご住所・お名前を記載してください。
- ・奨励金交付申請書類の**提出期限は回収実施月の翌々月の5日**です(例：5月実施分→7月5日)。**提出期限内に必要な書類をすべてご提出いただけない場合、奨励金が交付できません**。

## ☆資源集団回収通信について

※配布、回覧板用に本通信が複数枚必要な場合は、お手数ですがコピーしてご利用ください。横浜市ホームページにもフルカラー版を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

### 【横浜市ホームページ】

- トップページ > 暮らし・総合 > 住まい・暮らし
- > ごみ・リサイクル > ごみと資源の分け方・出し方
- > 資源集団回収 > 各種登録・申請方法
- > ダウンロードコーナー

### 【QRコード】

読み取りはこちら

